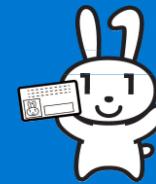




※ マイナ保険証・・健康保険証の利用登録をした
マイナンバーカード

健康保険証は12月2日で終了！ 医療機関の受診はマイナ保険証で簡単に



2025年12月2日以降、健康保険証は使用できません。

今回は、12月2日以降の「医療機関の受診方法」「健康保険証の取り扱い」を紹介します。

12月2日以降の医療機関の受診方法

マイナ保険証を持っている

カードリーダーで カードの読み取りを！



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

マイナ保険証で受診することでメリットがあります！

- ① データに基づく治療が受けられます
お薬や診療の情報、健診結果を医師や薬剤師が確認できるので、正確な情報をもとに質のよい医療が受けられます。
- ② 高額な医療費の立替払いがなくなります
高額療養費制度の負担区分がマイナ保険証で確認できるため、窓口での一時的な高額な自己負担がなくなります。



※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。

（ご注意ください）更新しないとマイナ保険証が使えなくなります！！

マイナンバーカードには、マイナンバーカード自体の有効期限（10年）と、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限（5年）の2種類があります。有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途にお知らせ（有効期限通知書）が送付されます。お知らせが届いたら、必ず更新をお願いします。

マイナ保険証を持っていない

資格確認書を医療機関に提示

「資格確認書」を医療機関等に提示することで、これまで通り保険診療を受けることができます。

「資格確認書」の配付について

健保から11月21日にグループ会社の健保担当部門に納品しています。
配付に関する問い合わせは、各グループ会社の健保担当部門（※）へお願いします。

※FF：給事セ、FBグループ：SATO、
それ以外の各社：人事・総務担当等

12月2日以降の健康保険証の取り扱い

12月2日以降は、健康保険証は使用できないため、健保への返却は必要ありません。

- ・健康保険証はご自身で破棄していただいて構いません。
- ・ご自身の健康保険の加入情報（記号・番号など）は、マイナポータルにログインし、「健康保険証」を選択すると確認することができます。